

資金の使いみち

経営改善に必要な運転資金及び設備資金

運 転 資 金	設 備 資 金
<ul style="list-style-type: none"> ●商品・材料の仕入れ ●手形・買掛金決済 ●諸経費の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ●店舗・工事などの増改築や改装 ●事業用車両・機械などの購入

※理・美容業、飲食業などの生活衛生関係業種の方は運転資金に限ります。設備資金については、生活衛生改善貸付が対象となりますので、各種組合が指導センターにご相談ください。

※他の金融機関からの借入金の返済に充てるための資金には利用できません。

ご用意いただくもの

- 決算書(2期分) ○最近の試算表 ○資金繰り表
- 印鑑証明(個人…市役所・法人…法務局)
- 法人登記簿謄本(法務局)
- 資産証明(市役所)
- 不動産登記簿謄本(法務局)
- 納税証明書/所得税・法人税(税務署)・住民税(市役所)・事業税(県税事務所)
- 設備の場合/見積書・カタログ又は図面

融資の条件

融 資 額	運転・設備 550万円以内のほか別枠 450万円以内
返 済 期 間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (うち据置6ヶ月以内)
担保・保証人	不要(信用保証協会の保証も不要)

※融資利率に関しましては、変動いたしますので、中小企業相談所までお問い合わせ下さい。

無担保・無保証人・低利率
安心して活用できる、マルケイ資金

